

令和8年度愛知県西三河福祉相談センター
生活困窮者自立相談支援事業業務委託仕様書

令和8年度愛知県西三河福祉相談センター生活困窮者自立相談支援事業として委託する事業は、「愛知県生活困窮者自立相談支援事業実施要綱」（以下、「実施要綱」という。）に定めるもの（県（県福祉相談センター）が直接行うとされている事務を除く）のほか、この仕様書のとおりとする。

1 実施地域
幸田町

2 実施体制

(1) 自立相談支援機関（相談窓口）の設置

幸田町内に、生活困窮者の複合的な課題に包括的・一元的に対応する窓口（以下「自立相談支援機関」という。）を設置する。なお、幸田町役場及び西三河福祉相談センター（以下「センター」という。）との連携や町民の利便性を考慮した窓口の設置に努めること。

自立相談支援機関の開所日は、原則として、週5日以上とすること。開所時間は、1日あたり7時間45分、週38時間45分を目安とする。

(2) 配置職員

受託者は、自立相談支援機関に以下の職員（以下、「相談支援員等」という。）を配置すること。

	業務量の日安	その他
主任相談支援員	年間 1,421 時間	常勤職員とすること
相談支援員	年間 1,421 時間	-
住まい相談支援員	年間 568 時間	-
アウトリーチ支援員	年間 853 時間	-

なお、各相談支援員等は専従である必要はないが、各相談支援員の業務内容や上記業務量の日安を遂行できる人員体制を整備すること。

(3) 相談支援員等の要件

相談支援員等の要件は次のとおりとする。相談支援員等は、原則として、厚生労働省や愛知県が実施する養成研修を受講すること。

ア 主任相談支援員・アウトリーチ支援員

原則として生活困窮者等への相談支援業務に5年以上従事した者、若しくは社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等の資格を有する者とする。

イ 相談支援員・住まい相談支援員

アに準ずる者とし、生活困窮者等への相談支援等を適切に行うことができる者とする。

3 対象となる経費

- (1) 人件費（給料、職員手当等、報酬、共済費）
- (2) 活動事務費（報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、負担金）

4 その他

- (1) 委託事業の実施を完了する段階で、支援が終了していない対象者については、センターへ対象者の状況及び支援の内容等に関する情報を引き継ぐこととする。
- (2) 受託者は、支援調整会議の開催方法を含む、センターとの具体的な連携方法について、センターと協議のうえ、決定すること。
- (3) 「生活困窮者自立支援制度に関する手引きの策定について」（平成27年3月6日社援地発0306第1号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知の別添1「自立相談支援事業の手引き」）及び「生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアルの策定について（通知）」（平成27年3月27日社援発0327第2号厚生労働省社会・援護局長通知）等関係通知の改正等により、実施要綱の改正が必要となった場合には、県と協議のうえ、対応を決定すること。
- (4) 契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、県と協議のうえ、決定すること。